

ご利用できる方

- ◆ショートステイ・・・介護保険制度で認定された「要介護1～5」までの方
- ◆介護予防ショートステイ・・・介護保険制度で認定された「要支援1・2」の方

ご利用期間

1泊2日から可能で、連続利用は入退所日を含めて30日まで。特定短期入所療養介護(下表 **B**)は、日帰り利用です。

ご利用料金 (自己負担額 1日あたり)

【1】介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスの自己負担額は、介護保険からの給付額(9割)を除いた金額(1割)です。

下表では自己負担額・1割の場合を示しています。※2割～3割負担の場合は、別途ご案内いたします。 <非課税>

サービス区分	介護予防ショートステイ		ショートステイ					
	ご本人の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A 短期入所療養介護費(エッソ型)	623単位	781単位	833単位	879単位	943単位	997単位	1,049単位	
B 特定短期入所療養介護費	(I)3時間以上4時間未満:650円・(II)4時間以上6時間未満:908円・(III)6時間以上8時間未満:1,269円							
C 夜勤職員配置加算	24単位							
D サービス提供体制強化加算	18単位(加算II)							
E 送迎加算(片道)	184単位							
F 在宅復帰在宅療養支援機能加算(I)	34単位							
G (A+C+D+E+F+処遇改善+特定処遇改善)×地域加算の1割負担	978円/日	1,154円/日	1,213円/日	1,263円/日	1,332円/日	1,391円/日	1,447円/日	

- ◆上記以外にも必要に応じて提供するサービスとして療養食加算などがあります(処遇改善・特定処遇改善加算は含まれています)。詳細は係までお尋ね下さい。◆佐倉市地域加算 1単位=10.45円で計算されます。

【2】その他のサービス

< *印は課税対象です >

ご利用サービス	利用料金	内容
H 食費	1,700円	食材料費および調理費に相当するものです。
I 居住費	2,006円	室料および光熱水費に相当するものです。
J 日常生活品費	275円	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等に相当するものです。
K 教養娯楽費	165円	レクリエーションで使用する材料、遊具、新聞、雑誌等に相当するものです。
L トイレ付個室料(一部居室のみ)	1,212円*	トイレ付個室はゆとりある広さとなっており、居室内専用トイレ・大型洗面化粧台やワンランク上の内装・家具・備品が付きます。
M 理美容サービス	1,700円～	理美容師による出張カットサービスです。シャンプーやパーマ、カラーリング、髭剃り等は別料金になります。
N テレビ代	33円*	各お部屋でのテレビ使用料です。
O 健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種など医療保険適用以外のもの。
P 行事費等	実費	外出の際の入園料や飲食代など特別なもの。
Q 日常生活上特別に必要なもの	実費	日常生活で当苑が用意するもの以外で特別に必要なとする場合。当苑指定以外のオムツをご希望の場合は実費となります。

- ◆介護保険限度額認定制度対象の方は、食費・居住費が減額になります。詳細は市町村担当窓口にご確認ください。

上記【1】+【2】の合計額がご利用料金となります

負担額合計の一例・・・ トイレ付個室 日額6,723円 介護保険自己負担分(1)+自費分(2)
(要介護3のケース)

ご相談は 電話043-460-7117 (受付時間:午前10時～午後5時)



社会福祉法人 ユーカリ優都会

令和3年4月1日現在

※料金やサービス内容等は変更になる場合がございます。